

令和8年5月22日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- ①弥富建設 株式会社 愛知県弥富市綱浦町西前新田67
②株式会社 佐藤工務店 愛知県弥富市綱浦町西前新田21

2. 指名停止措置期間：令和8年5月22日から令和8年8月21日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、弥富建設（株）代表取締役及び（株）佐藤工務店 代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138